

特集「新型コロナウイルス感染症への対応」の掲載にあたって ～すべてのエッセンシャルワーカーの皆様へ～

未曾有の新型コロナウイルス感染症の拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が求められる中、国民の皆様のいのちと暮らしを守り、わが国の経済活動を支えるために、ご自身およびご家族の感染のリスクと大きな不安の中、我が身を顧みることなく献身的に尊い使命と責任を果たしていただいている全てのエッセンシャルワーカーの皆様に、心から敬意と感謝申し上げます。

特に、私ども国土交通省が所管する分野におきましては、公共交通、物流、公共工事など、大変多くの職種が、緊急事態宣言の下においてもなお、その機能の維持が求められてきたところです。

鉄道、バス、タクシー事業等は、国民の皆様の毎日の通勤・通学、生活の足として、トラック、海運、航空事業等は、日常生活・医療等に必要な物資や食料品等を生産現場から輸送し、迅速・確実に消費者のもとに届けて頂いております。

また、近年の自然災害で甚大な被害を受けた被災地の現場においては、今年の台風襲来時期までに一日も早い復旧復興を！との思いで、額に汗しながら、不眠不休で取り組んでいただき、防災・減災、国土強靱化のため、実に多くの方々が、それぞれの現場の最前線で働いておられます。

こうした皆様の勇気あるお取り組みと尊いご貢献に対し、国土交通省を代表し、改めて、深甚なる敬意と称賛を送らせていただきます。そして、引き続き、こうした皆様の万全の感染防止対策、働きやすい環境づくり、そして、新型コロナウイルスの一日も早い収束を、関係省庁とも連携して全力で取り組んでまいりますこととお約束申し上げ、感謝と御礼の言葉とさせていただきます。

皆様、本当にありがとうございます。



令和2年6月26日
国土交通大臣

赤羽 一嘉

特集

新型コロナウイルス感染症への対応

特

集

新型コロナウイルス感染症への対応

2019年12月に中国湖北省武漢市で感染者が報告された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、5月末時点で全世界の感染者数約600万人に達するなど世界中へ広がりを見せている。国内でも感染拡大が続き、5月末時点で累計1万6,000人を超えている。また、その影響により我が国経済は急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある。

2020年5月末現在、全国において緊急事態宣言が解除されて間もない状況ではあるが、新型コロナウイルス感染症について、現段階におけるこれまでの経緯と政府及び国土交通省の取組み、各分野への影響とこれへの対応及び今後の見通しについて以下に述べる。

1 新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大

「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」は、コロナウイルスのひとつである。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスのほか、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議等によれば、一般的には「飛沫感染^{注1}」及び「接触感染^{注2}」で感染が生じる。また、閉鎖した空間において近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされる。特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（「3つの密」）のある場では感染を拡大させるリスクが高いと考えられている。

注1 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の人がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する現象である。

注2 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後にその手で周りの物に触れるとウイルスが付き、他の人がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染する現象である。

図表 1-1-1 3つの密を避けましょう

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③近所で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの感染として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

**3つの条件がそろった場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!**

※3つの条件のほか、**共同で使う電気**には
注意などを行ってください。

厚労省 国土交通省 厚生労働省 厚労省 フリーダイヤル 0120-565653

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けるための手引き!

●新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、換気・マスク・手洗い・消毒に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。

●3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。

●屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

●「密閉」を避けよう。換気はこまめに!

●「密集」を避けよう。人と人の距離を離れよう!

●「密接」した会話や発声は、避けよう!

厚労省 国土交通省 厚生労働省 厚労省 フリーダイヤル 0120-565653

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と十分な距離を取る!

窓やドアを開けこまめに換気を!

屋外でも密集するような運動は避けましょう!
少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取ろう!
・多人数での会食は避ける
・席と一つ隔ばしに座る
・互い遠くに座る

会話をするときにはマスクをつけましょう!
5分間の会話は1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは会話を慎みましょう!

厚労省 国土交通省 厚生労働省 厚労省 フリーダイヤル 0120-565653

資料) 厚生労働省

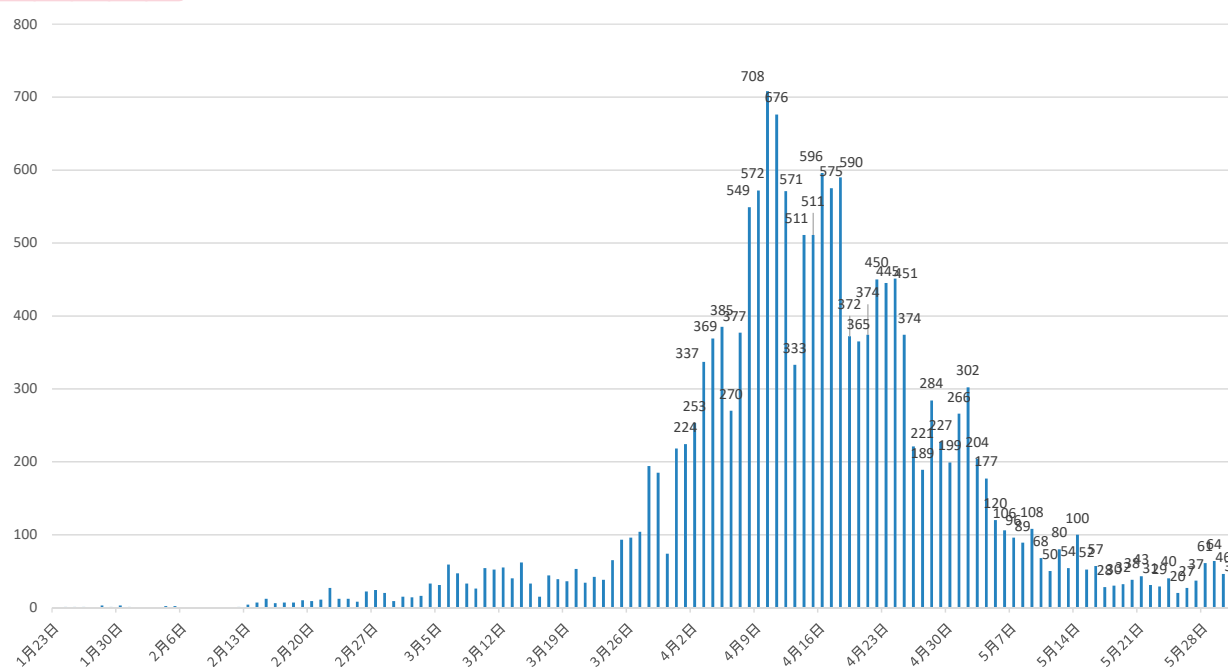
新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後続くことが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことも報告されている。罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はなく、入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。一方、重症度については、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されており、特に、高齢者や基礎疾患のある人では重症化するリスクが高いことも報告されている。

新型コロナウイルスは、2019年12月に中国湖北省武漢市で発生が報告され、その後2020年1月31日に世界保健機関（WHO）により国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると発表される等、感染が世界的に拡大した。国内においても、1月15日に最初の感染者が確認されて以降、都市部を中心に感染者数が増加し、地方においても急速に感染拡大する等、多くの感染者を生み出すこととなった。

国内の感染者については、1月15日に最初の感染が確認された後、4月9日には累計感染者数が5,000人を超えた。3月までは、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が多くを占めていたが、その後感染経路が特定できていない感染者が多くを占める状況となり、それまでよく見られていた特定の場所でクラスターが発生することによる集団感染に加え、感染が全国各地に広がる中での日常生活における感染が、徐々に増大していった。4月18日には累積感染者数が10,000人を超え、5月末時点で16,884人、死亡者についても、2月13日に国内で最初の死亡者が確認されて以降、5月末時点で892人となっている（図表1-1-2、図表1-1-3）。

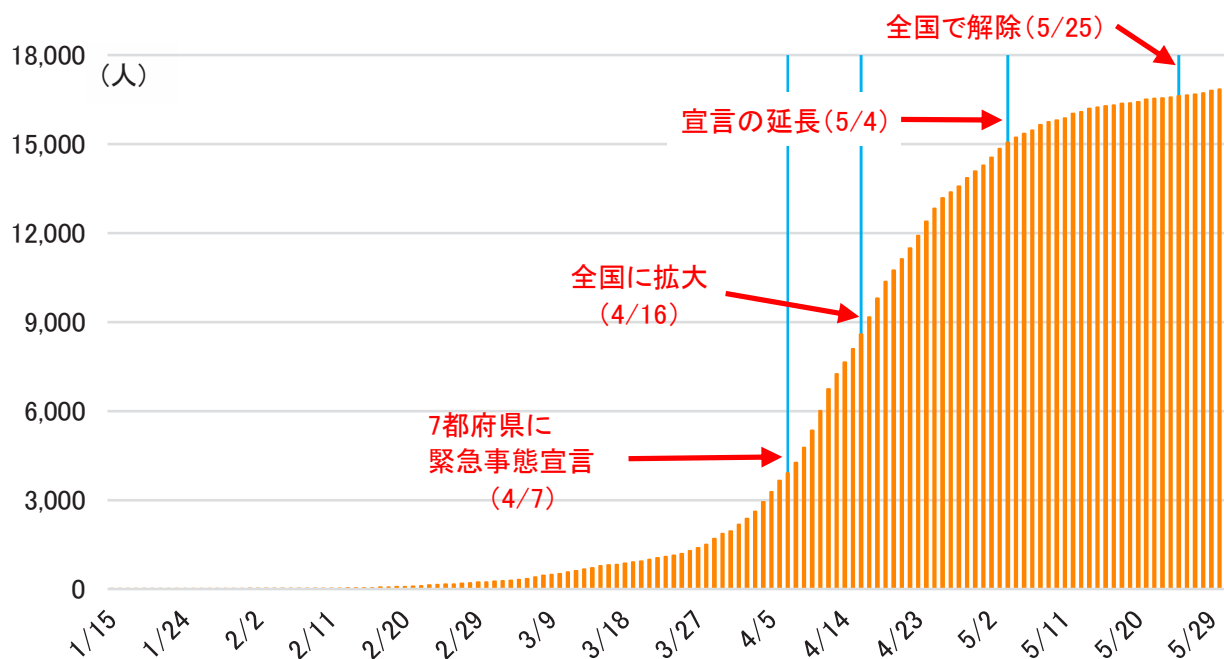
一方、海外の状況としては、2019年12月に中国武漢市で最初の感染者が公式に報告されて以降、世界中に感染が拡大し、特に欧州や米国では3月以降に感染が爆発的に増加した。世界全体の感染者数は、4月3日には100万人を超え、5月末時点で約600万人に到達したほか、累計死亡者数についても5月末時点で約37万人となるなど、感染が拡大している。

図表 1-1-2 新型コロナウイルス感染症の報告日別新規陽性者数



資料) 厚生労働省

図表 1-1-3 新型コロナウイルス感染症の国内累計感染者数



資料) 厚生労働省発表に基づき国土交通省作成

2 感染拡大防止の取組み

(1) 対策本部の設置

2020年1月30日、中国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している状況に鑑み、政府として対策を総合的かつ強力に推進するため、「新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下、「政府対策本部」という。)を設置した。さらに、検疫法や感染症法に基づく「検疫感染症」、「指定感染症」に指定し、患者に対する入院措置や公費による適切な医療の提供を行えるようにした。

国土交通省においても、政府対策本部の設置を踏まえ、同日に「国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、省を挙げて、武漢市からの退避オペレーション、水際対策、国内感染防止対策等に取り組んできた。

(2) 中国湖北省武漢市からの邦人退避オペレーション

政府は、世界で最初の感染者が発見された中国湖北省武漢市等において2020年1月23日より封鎖措置がとられたことを受け、中国湖北省武漢市等に在留する邦人等を退避させる必要が生じ、5回にわたるチャーター便により828人を帰国させた(第1便:1/29着・乗客206人、第2便:1/30着・乗客210人、第3便:1/31着・乗客149人、第4便:2/7着・乗客198人、第5便2/17着・乗客65人)。チャーター便の乗客は、到着後、医療機関における診察及びPCR検査や、一時滞在施設での健康観察を受けた。

国土交通省においては、チャーター機の運航のための特別動線等の確保や、帰国後の医療機関や一時滞在施設までの移動手段の手配、一時滞在施設の確保等への協力や、移動中の高速道路におけるトイレ休憩施設の確保を行った。

(3) ダイヤモンド・プリンセス号における感染者発生対応

大型客船ダイヤモンド・プリンセス号（船籍：英国、船社：プリンセスクルーズ（米国）、総トン数：115,906 トン、全長：290m、乗客：2,666名、乗員：1,045名）は、2020年1月20日に横浜港を出発。その後、鹿児島、香港、ベトナム、台湾、那覇を経由し、2月4日に横浜港へ帰港する予定だった。

しかし、香港から来日し1月20日に横浜で乗船した男性が、1月22日に鹿児島でオプショナルツアーに参加し、1月25日に香港で下船後、2月1日に新型コロナウイルスの陽性反応が確認された。その間、同船はベトナム、台湾、那覇に寄港し、2月3日に横浜港内の錨地に到着し、その後、同船内において新型コロナウイルスの集団感染が発生する事態へと繋がった。

集団感染が発生していた同船への対応にあたり、国土交通省では、船内の状況を正確に把握するための情報収集や、船内への職員派遣、運航会社との間の連絡調整のための同船運航会社の日本支店への職員派遣、同船を停泊させる錨地の確保や横浜港での着岸に関する港湾管理者（横浜市）等の関係機関との調整、海上保安庁巡視船艇による検体及び陽性が確認された乗客等の搬送や周辺海域の巡回、外国人の帰国や乗客の医療センター等への移送の際の円滑な通行のための高速道路におけるトイレ休憩施設の確保や無料化措置による支援、帰国チャーター便受入れのための関係機関との調整や発着枠・駐機場の確保、などの対応を行った。

また、PCR検査で陰性が確認された乗員・乗客が順次下船する際には、運航会社や厚生労働省等の関係機関と連携の上、下船後の移動手段の確保や、外国人の乗客・乗員の帰国のためのチャーター便の受入れ、発着枠・駐機場の確保等に係る関係機関との調整等を行い、同年3月1日には、乗員・乗客約3,700人全員の下船が完了した。

(4) 水際対策の強化

2020年1月31日の閣議了解を踏まえ、一部の地域に滞在歴がある外国人等に対して、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」に基づく入国拒否措置がとられた。その後、感染拡大に伴って、入国拒否の対象国・地域が順次拡大された。5月末時点で、111の国と地域が入国拒否の対象となっている。

また、検疫の適切な実施による水際対策の強化のため、3月6日には、閣議了解により、中国または韓国から来港する航空機又は船舶に搭乗していた者に、指定場所で14日間待機し公共交通機関を使用しないこと（以下、「待機等」という。）を要請することとした。その後順次、待機等の対象となる国等を拡大し、4月1日には、第25回政府対策本部決定により、過去14日以内に入国拒否の対象国等に滞在歴のある邦人又は特段の事情のある外国人入国者をPCR検査の実施対象とするとともに、待機等の対象を全ての国等に拡大した。

国土交通省としても、関係府省庁や所管業界と連携し、国内への感染者流入を最小限に抑えるための対策を講じた。主な対応としては、随時、航空会社・空港関係者や外航旅客船事業者等に、機内や船内におけるアナウンスや健康カードの配布、入国拒否措置等の旅客への周知やパスポートの確認、CIQ^{注3}官庁との連携等を求めている。また、3月6日には、中国及び韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限るよう要請し、4月1日には、検疫の適切な実施を確保するため、外国との間の航空旅客便について、減便等により到着旅客数を抑制することを要請した。また、

注3 税関（Customs）、出入国管理（Immigration）、検疫所（Quarantine）の略で、貿易上必要な手続き・施設のこと

邦人入国者の待機先への移送の際の円滑な通行のための高速道路におけるトイレ休憩施設の確保や無料化措置による支援を行うとともに、検査結果が出るまで待機していただくための宿泊施設及び移動手段の確保等について、厚生労働省等と連携して対応した。

（５）国内における感染拡大防止対策

国内における感染拡大防止のため、政府は、2020年2月13日に検疫法上の隔離措置等を可能とする措置を講ずるほか、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担等の対象とする政令改正を行った。また、イベントの開催に関し、2月26日に政府対策本部において、中止、延期または規模縮小等の対応を要請し、翌27日の第15回政府対策本部において、総理より、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、春休みに入るまで、臨時休業を行うよう要請した。

国土交通省としては、①鉄道、空港、フェリー・旅客船ターミナル、道の駅、高速道路のサービスエリア（SA）・パーキングエリア（PA）、国営公園等において、従業員に対する感染予防策（マスク着用、手洗い励行等）の徹底、従業員等が感染した場合の速やかな報告の要請、②上記公共交通機関や施設における利用者に対する感染予防策の周知と消毒液の設置、③日本政府観光局（JNTO）のコールセンターにおいて、医療機関の紹介や水際対策の状況等の問合せに対し、正確な情報提供を24時間365日多言語で実施、④公共交通機関の混雑緩和のため、時差出勤・テレワークの実施や感染予防策の徹底を呼びかけるアナウンスの実施、⑤広域的な人の移動を最小化するため、ゴールデンウィークに向けて、全国の主要空港、鉄道駅、道路交通情報センター、道路情報板、「道の駅」及び高速道路のSA・PA等において、都道府県をまたぐ移動の自粛の呼びかけ、同期間中の地方部に適用される高速道路料金の休日割引の適用除外、高速道路のSA・PAのレストラン等の営業自粛の要請、⑥羽田空港等6空港でのサーモグラフィーによる検温の実施や鉄道の到着駅における地方自治体による検温の取り組みへの協力等の対応を行った。

全国の高速道路の交通量の調査^{注4}によると、3月以降、交通量の前年比に減少がみられていたが、4月7日に緊急事態宣言が発出され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき外出の自粛について協力要請がなされて以降、特にゴールデンウィーク期間の4/25（土）～5/6（水）では、対前年比で約3割、特に小型車は約2割と大きく減少した（図表1-1-4）。鉄道においても、4月24日～5月6日におけるJR各社の新幹線の利用状況は対前年比5%程度、航空（4月28日時点）では、4月29日～5月6日の間の前年比の予約状況について、国内線は7%、国際線は2%程度であった。

さらに、5月4日の改訂後の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き移動自粛が求められ、特に、都道府県をまたぐ人の移動については、全国的に自粛を促す必要があるとされたことを踏まえ、ゴールデンウィーク期間後も、空港や鉄道駅、道路交通情報センター、道路情報板、「道の駅」及び高速道路のSA・PA等における広域的な移動自粛の呼びかけや、地方部に適用される高速道路料金の休日割引の適用除外やSA・PAのレストラン等の土日の営業自粛の要請、主要空港におけるサーモグラフィーによる体温測定等の対応を継続した。

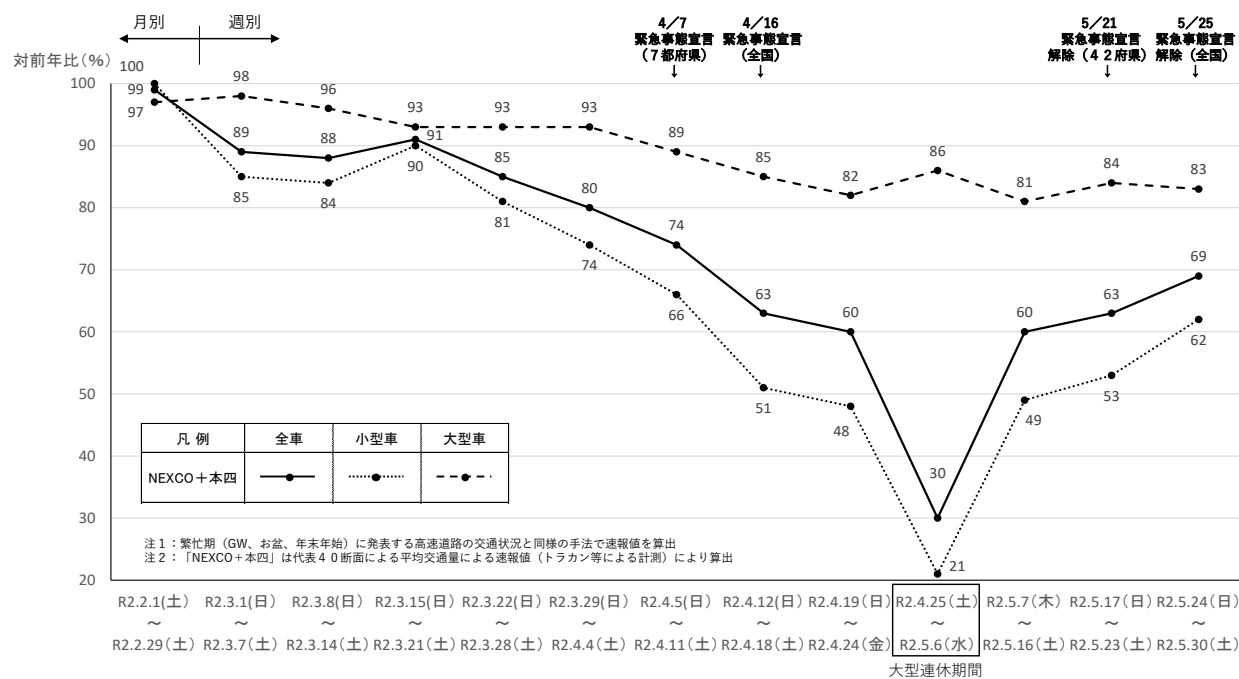
また、同改訂により、事業者及び関係団体によって自主的な感染拡大防止のための取り組みを進めるため、感染拡大予防ガイドラインを作成することとされたことを受け、国土交通省所管の分野においては、5月末時点で、公共交通関係をはじめ、47の関係団体が37のガイドラインを作成し、公表し

注4 東日本高速、中日本高速、西日本高速、本四高速の4社の高速道路に代表40断面を設定し、日平均交通量を計測することにより調査した。

ている^{注5}。

図表 1-1-4 全国の高速道路の主な区間の交通量増減の推移（対前年比）

全国の高速道路の主な区間の交通量増減（対前年比）



資料) 国土交通省

特

特集

新型コロナウイルス感染症への対応

(6) 影響を受ける産業等への対応

2020年2月13日に開催された第8回政府対策本部において、国民の命と健康を守ることを最優先に、当面緊急に措置すべき対応策として、雇用調整助成金の要件緩和や、日本政策金融公庫等における5,000億円の緊急貸付・保証枠の確保等を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（以下、「緊急対応策第1弾」という。）をとりまとめた。さらに、3月10日に開催された第19回政府対策本部において、①雇用調整助成金の特例措置の拡大、②中小・小規模事業者等への実質的無利子・無担保の資金繰り支援、③魅力的な滞在コンテンツの造成、多言語表示やバリアフリー化等の受入環境の整備、観光地の誘客先の多角化等の支援等を内容とする「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」（以下、「緊急対応策第2弾」という。）を決定した。

また、これらの緊急対応策に続いて、4月20日に過去最大となる事業規模117兆円（GDPの約2割）の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下、「緊急経済対策」という。）を閣議決定した。この緊急経済対策においては、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇

注5 国土交通省所管分野では、下水道、高速道路等のインフラ運営、宿泊等の生活必需サービス、鉄道、バス、海運等の交通、物流等の業種でガイドラインを策定している。ガイドラインの内容は、例えば、宿泊業では、チェックイン時では間隔を空けた待ち位置を表示すること、客室では一定時間ごとに窓を開けて換気することなどの対策が定められている。また、バス事業では、従業員の事業所等でのマスク着用や距離の確保の徹底や、利用者に対し、車内や待合所において会話を控えめにする、他の利用者と距離を確保することを要請することなどの対策が定められている。

用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後の備え、の柱立ての下に各種の施策を講じることとした（図表1-1-5）。また、これに基づき、4月30日に令和2年度補正予算（第1号）が成立した。

図表1-1-5 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～

令和2年4月7日 閣議決定

※同年4月20日 変更の閣議決定

経済の現状認識と経済対策の考え方

- 新型コロナウイルス感染症は内外経済に甚大な影響。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面。我が国経済は、感染症拡大の影響により大幅に下押し、国難ともいうべき厳しい状況。先行きも、厳しい状況が続くと見込まれ、内外経済をさらに下押しするリスクに十分注意。
- 「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に加えて、新たに補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の本経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す必要。
- 第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進を図る「V字回復フェーズ」。時間軸を十分意識しながら、緊急事態宣言下での本経済対策の各施策を戦略的に実行。国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済のV字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。
- 引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極めるとともに、各方面からの要望を踏まえ、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応。

緊急支援フェーズ

事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くためにも、雇用と事業と生活を守り抜く段階

I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

1. マスク・消毒液等の確保
2. 検査体制の強化と感染の早期発見
3. 医療提供体制の強化
4. 治療薬・ワクチンの開発加速
5. 帰国者等の受入れ体制の強化
6. 情報発信の充実
7. 感染国等への緊急支援に対する拠出等の国際協力
8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備

II. 雇用の維持と事業の継続

1. 雇用の維持
2. 資金繰り対策
3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援
4. 生活に困っている人々への支援
5. 税制措置

⇒本経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）**」を創設。

V字回復フェーズ

観光・運輸、飲食、イベントなど大幅に落ち込んだ消費の喚起と、デジタル化・リモート化など未来を先取りした投資の喚起の両面から反転攻勢策を講じる段階

III. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復

1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
2. 地域経済の活性化

IV. 強靱な経済構造の構築

1. サプライチェーン改革
2. 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出入の維持・強化及び国内供給力の強化支援
3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速
4. 公共投資の早期執行等

V. 今後への備え：新たな予備費の創設

本対策の効果（4月24日内閣府公表）

- ・ 支出が直接的にGDPを下支え・押し上げる効果は、**実質GDP換算で4.4%程度**
- ・ 資金繰り支援や納税猶予等は、**事業の継続・雇用の維持を強力に支えるセーフティネット効果**

本対策の規模

	総合経済対策 ¹	緊急対応策 第1弾・第2弾 ²	新たな追加分	合計
財政支出	9.8兆円程度	0.5兆円程度	38.1兆円程度	48.4兆円程度
事業規模	19.8兆円程度	2.1兆円程度	95.2兆円程度	117.1兆円程度

（注1）「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月6日閣議決定）のうち、今後効果が現れると見込まれるもの。

（注2）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び第2弾（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもの。

資料）内閣府

（注1）「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）のうち、今後効果が発現すると見込まれるもの。

（注2）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第1弾（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び第2弾（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもの。

資料）内閣府

さらに、5月27日には、令和2年度補正予算（第2号）の案を閣議決定した。この補正予算案は、国費約32兆円で、令和2年度補正予算（第1号）と併せ、事業規模は230兆円を超えるものとなった。この補正予算においては、①雇用調整助成金の助成額上限の引上げ、②家賃支援給付金（仮称）の創設、③新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、④地域公共交通の感染防止対策補助金（仮称）の創設等の対策を講じることとした。

（7）緊急事態宣言

2020年3月13日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症についても同法の対象となり、3月26日、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同法第15条第1項に基づき政府対策本部が設置された。そして、3月28日の第24回政府対策本部において、同法第18条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため今後講じるべき対策を示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下、「基本的対処方針」という。）を策定した。その後、4月7日の第27回政府対策本部では、肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して

相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、また、感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であることを踏まえ、同法第32条第1項に基づき、4月7日から5月6日までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県を対象区域として緊急事態宣言を行った。これにより、都道府県知事が不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の緊急事態措置を講じることが可能となった。また、基本的対処方針により、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者においては、緊急事態宣言時においても、事業の継続を図ることが求められた。国土交通分野においては、鉄道、バス、航空等の公共交通分野、トラック、海運等の物流分野、河川・道路の管理や公共工事等の安全安心に必要な社会基盤分野等の事業者が、新型コロナウイルス感染症が拡大する環境の中にあっても、その機能維持のため、職務に従事してきた。

4月16日の第29回政府対策本部では、都市部からの人の移動等により感染拡大の傾向が見られることから、緊急事態措置を実施すべき区域を全国に拡大するとともに、上記7都府県に北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府を加えた13都道府県を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組みを進めていく必要がある特定警戒都道府県に指定した。

緊急事態措置を実施すべき期間は、当初、5月6日までとされていたが、5月4日に感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、一定の成果が現れ始めているものの、引き続き医療提供体制が逼迫している地域も見られ、当面、現在の取組みを継続する必要があったことから、同日の第33回政府対策本部において、緊急事態措置を実施すべき期間を、5月31日まで延長することと決定した。

その後、全国的に新規報告数の減少や医療供給体制の逼迫の状況等の改善が見られ、5月14日、第34回政府対策本部において、各区域について、感染の状況（疫学的状況）、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く39県について、緊急事態を解除することを決定した。そして、残る8都道府県についても、感染の状況、医療提供体制、監視体制の3つの区域の判断の考え方に照らし、5月21日の第35回政府対策本部において、京都府、大阪府及び兵庫県について、5月25日の第36回政府対策本部において、関東の1都3県及び北海道について、緊急事態解除宣言が行われた。

3 国土交通分野への影響と対応

(1) 新型コロナウイルス感染拡大による各分野における影響

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、感染予防のため、外出、移動、イベントの開催等の自粛措置が取られていることにより、観光関係業界、交通関係業界等においては、利用者数や予約が大幅に減少し、経営に極めて大きな影響が出ている深刻な状況である。国土交通省においては、こうした各業界における実情を把握するため、アンケートや聞き取り等の調査を実施した。この調査により把握した新型コロナウイルス感染拡大による各産業への影響（売上げや輸送人員、予約状況等）のうち、特に影響が大きなものの概況は以下の通りである。なお、以下の調査結果はすべて5月31日時点のとりまとめ結果である^{注6}。

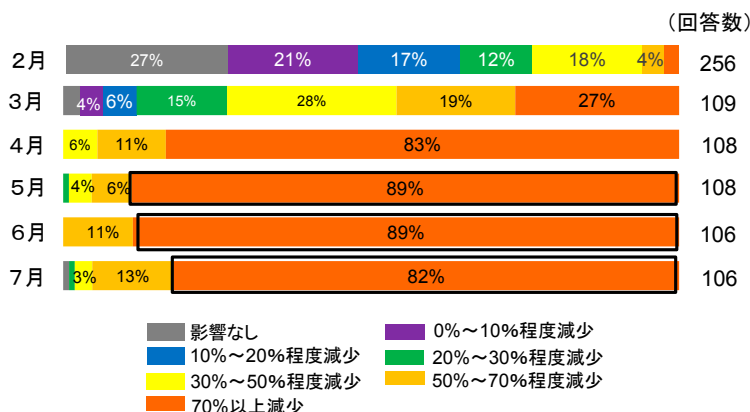
① 宿泊への影響

宿泊については、宿泊事業者（111施設）に対して調査を実施した。

宿泊予約について、5月は約9割の施設が70%以上の減少となり、4月からさらに悪化した。6月についても引き続き、約9割の施設が70%以上の減少を見込んでおり、極めて厳しい状況が続く見込みとなった（図表1-1-6）。

図表1-1-6 宿泊の予約状況

予約状況（前年同月比）（6・7月は見込み）



（注）2月実績については3月末時点の調査結果であるため回答者数が異なる。
資料）国土交通省

② 旅行への影響

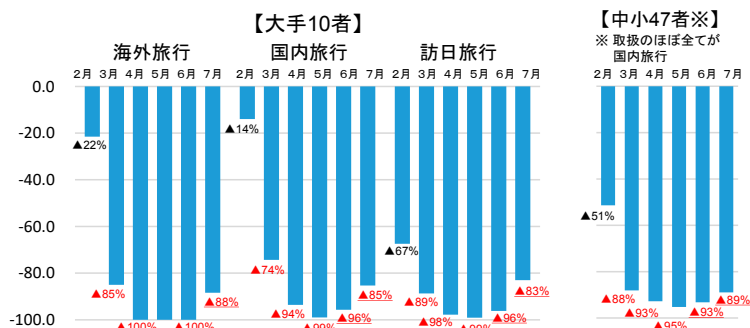
旅行については、旅行事業者（大手10者、中小47者）に対して調査を実施した。

大手旅行会社の予約人員については、緊急事態宣言の延長等により、4月に引き続き、5月も海外旅行、国内旅行、訪日旅行のすべてが取扱ゼロに近い状況であった。また、中小旅行業者の予約人員については、4月に引き続き、5月は9割以上の減少となった。

6月以降も同様の極めて厳しい状況が続く見込みである（図表1-1-7）。

図表1-1-7 旅行の予約状況

予約人員（前年同月比）（6・7月は見込み）



資料）国土交通省

注6 調査結果については下記の国土交通省のウェブページにも掲載している。
(https://www.mlit.go.jp/kikikanri/kikikanri_tk_000018.html)

③貸切バスへの影響

貸切バスについては、貸切バス事業者（79者）に対して調査を実施した。

貸切バス事業者のうち、運送収入が70%以上減少する事業者は、緊急事態宣言の発出後の4月・5月は約9割まで急増しており、6月以降も引き続き厳しい状況が続く見込みである。また、車両の実働率については、5月は約6%まで減少し、6月以降も約10%と依然として大半のバスが動かない見込みである（図表1-1-8）。

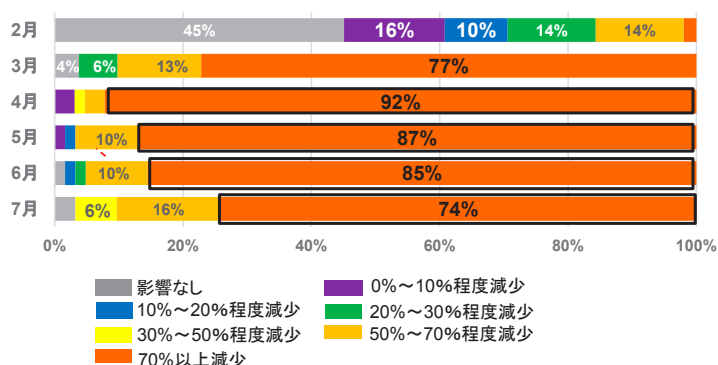
④乗合バスへの影響

乗合バスについては、乗合バス事業者（240者）に対して調査を実施した。

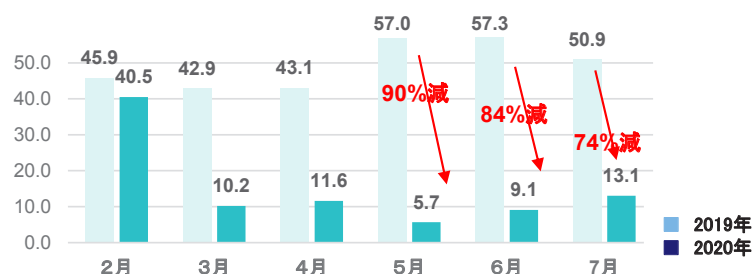
高速バス等における5月の運送収入については、70%以上減少する事業者は約9割に及び、輸送人員も約9割の大幅な減少となるなど厳しい状況であった。一般路線バスにおける5月の運送収入については、50%以上減少する事業者は6割に達した。また、5月の輸送人員は約5割の減少となり、6月以降も約4割の減少が見込まれている（図表1-1-9）。

図表1-1-8 貸切バスの収入状況および実働率

運送収入（前年同月比）（6・7月は見込み）（回答62者）



実働率（%）（6・7月は見込み）（回答62者）



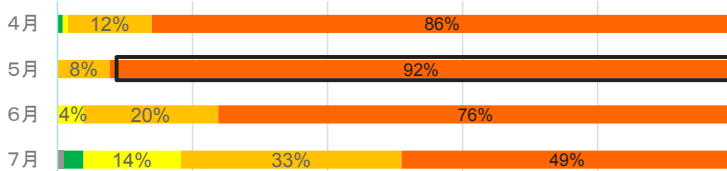
資料）国土交通省

図表1-1-9 乗合バスの収入状況および輸送人員状況

運送収入（前年同月比）（6・7月は見込み）

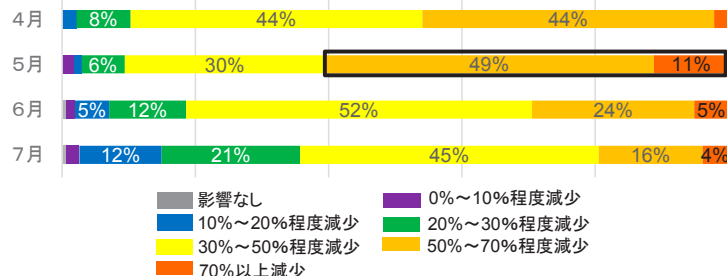
＜高速バス等＞

（回答：130者）

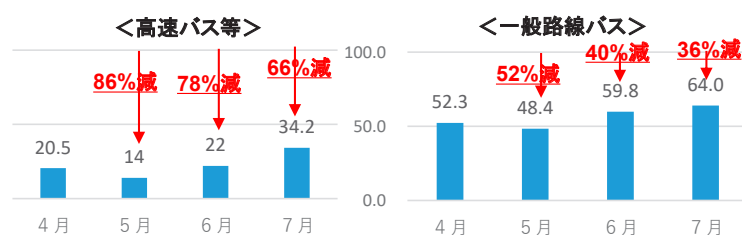


＜一般路線バス＞

（回答：186者）



輸送人員（前年同月比）（6・7月は見込み）



資料）国土交通省

⑤タクシーへの影響

タクシーについては、タクシー事業者（261者）に対して調査を実施した。

タクシー事業者のうち、5月において運送収入が50%以上減少となる事業者は、4月に引き続き約9割に及んだ。6月以降も、6月は約8割、7月は約7割の事業者が、運送収入が50%以上減少すると見込んでおり、引き続き極めて厳しい状況が見込まれている。また、輸送人員については、4月に引き続き5月も69%の減少とさらに悪化し、6月以降も同様に大幅な減少を見込んでいる（図表1-1-10）。

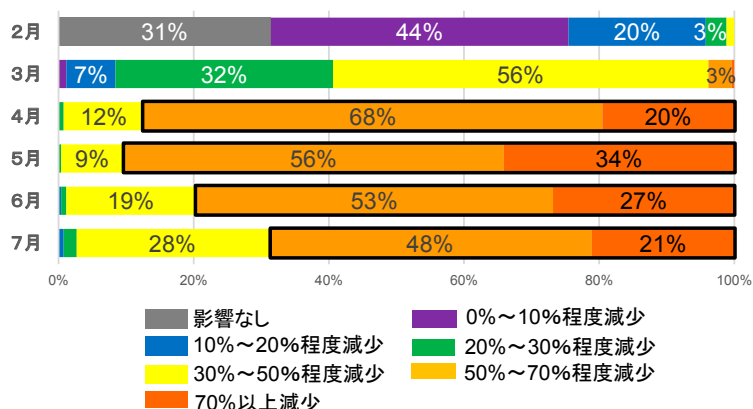
特

特集

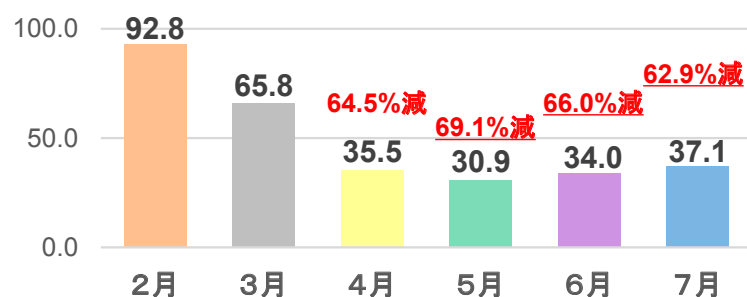
新型コロナウイルス感染症への対応

図表 1-1-10 タクシーの収入状況および輸送人員状況

運送収入（前年同月比）（6・7月は見込み）（回答235者）



輸送人員（前年同月比）（6・7月は見込み）（回答235者）



（注）5月15日時点での調査結果
資料）国土交通省

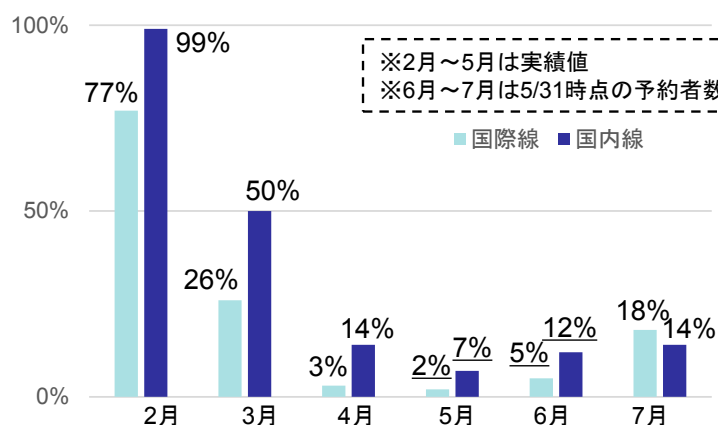
⑥航空への影響

航空については、本邦航空運送事業者（17者）に対して調査を実施した。

航空の輸送人員については、国際線は5月が98%減の状況であり、6月も95%減の見込み、国内線は5月が93%減の状況であり、6月も88%減の見込みであった。また、便数については、国際線は5月が95%減の状況であり、6月も95%減の見込み、国内線は5月が74%減の状況であり、6月も72%減の見込みであった（図表1-1-11）。

図表1-1-11 航空の輸送人員状況および便数状況

輸送人員（前年同月比）（回答17者）



便数（本邦社 国際線・国内線の計画便数）（回答17者）

		5月第1週 (5/3～5/9)	6月第1週 (5/31～6/6)
国際線	当初計画	1,469/週	1,476/週
	実績 (予定)	76.5/週	75.5/週
	(便数差)	▲1,392.5	▲1,400.5
		95%減	95%減
		5月第1週 (5/3～5/9)	6月第1週 (5/31～6/6)
国内線	当初計画	1,232/日	1,205/日
	実績 (予定)	315/日	333/日
	(便数差)	▲917	▲872
		74%減	72%減

資料) 国土交通省

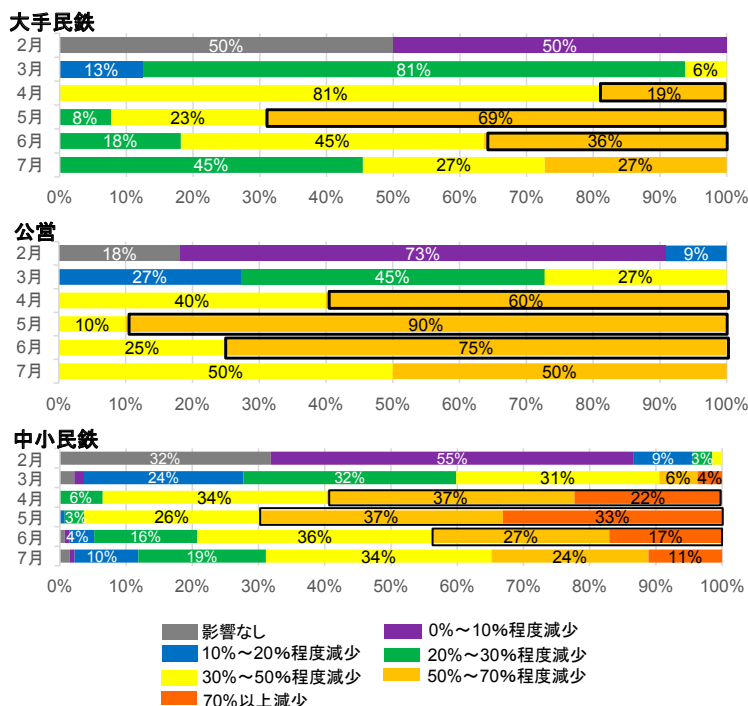
⑦鉄道への影響

鉄道については、旅客運送を行う鉄軌道事業者（175者：JR旅客会社6者、大手民鉄16者、公営11者、中小民鉄142者）に対して調査を実施した。

鉄道の輸送人員については、50%以上減少と回答した事業者が、大手民鉄は4月の約2割から5月の約7割へ、公営は4月の6割から5月の9割へ、中小民鉄は4月の約6割から5月の7割へそれぞれ増加している。また、JRの5月の輸送人員実績は前年同月比で80～90%程度の減少であった。このように、鉄道業界全体で大きな影響が見られている。6月以降は、全国の緊急事態宣言解除に伴い、通勤・通学利用等の需要の一定の回復を見込んでいるが、引き続き厳しい状況である（図表1-1-12）。

図表 1-1-12 鉄道の輸送人員状況

輸送人員（前年同月比）（6・7月は見込み）（回答175者）



資料）国土交通省

⑧内航・外航旅客船への影響

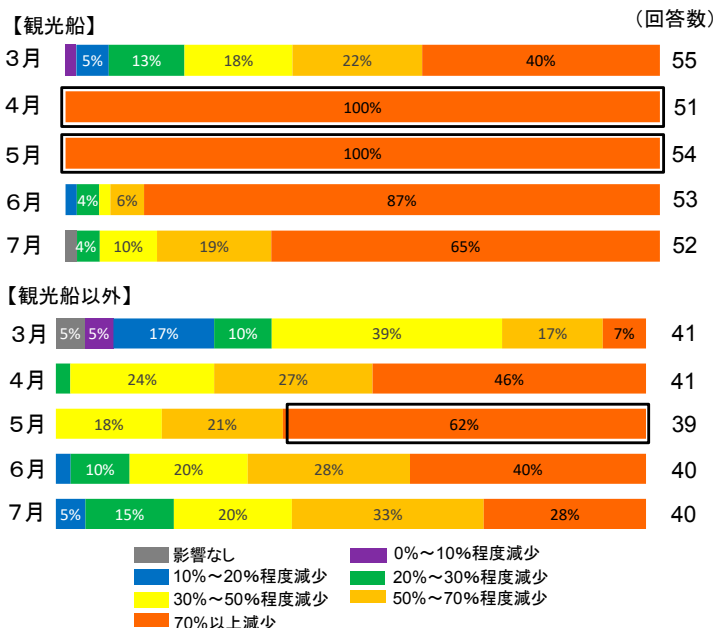
内航旅客船については、内航海運（旅客）事業者（92者）に対し、外航旅客船については、国内の定期航路事業者全4者及び、クルーズ船事業者全3者に対して、影響調査を実施した。

内航旅客船について、観光船（主に観光地に就航する船舶）については、4月に引き続き5月も、全事業者において運送収入が70%以上減少の極めて厳しい状況であった。また、観光船以外については、5月における運送収入が70%以上減少した事業者は4月より拡大し、6割以上に及んでいる（図表1-1-13）。

外航旅客船の定期航路事業につ

図表 1-1-13 内航旅客船の収入状況

運送収入（前年同月比）（6・7月は見込み）



資料）国土交通省

いては、日中航路（1者）は1月26日以降、日韓航路（3者）は3月9日以降、旅客輸送を休止している。クルーズ船事業（邦船社）については、3月～7月は全事業者が運休予定である。

(2) 影響を受ける産業等への対応

国土交通省所管業界を含め、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受ける分野への支援のため、政府として様々な対策を講じてきた。以下、①雇用の維持と事業の継続、②官民を挙げた経済活動の回復、③強靱な経済構造の構築、④その他の対応という4項目それぞれに係る対策について整理する。

①雇用の維持と事業の継続

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小・小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主を取り巻く環境は極めて厳しく、雇用の維持や事業の継続が危ぶまれている。この危機をしのぎ、次の段階である経済の力強い回復への基盤を築くため、政府として雇用の維持と事業の継続に対する支援を行っている。

(ア) 緊急対応策第1弾

緊急対応策第1弾に基づき、各業界における雇用の維持を目的とした雇用調整助成金の要件緩和を行ったほか、中小企業・小規模事業者の支援を目的とした日本政策金融公庫等における5,000億円の緊急貸付・保証枠の確保等を行った。

(イ) 緊急対応策第2弾

緊急対応策第2弾に基づき、雇用調整助成金の特例措置の拡大を行ったほか、事態の収束後に再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者等に実質的無利子・無担保の資金繰り支援等を行った。

(ウ) 経済対策

緊急経済対策（4月30日補正予算成立）に基づき、以下の対応を行っている。

- ・雇用調整助成金の助成率の引き上げや助成対象の非正規雇用労働者への拡充
- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、既往債務の無利子・無担保融資への借換
- ・中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（「持続化給付金」）の創設
- ・納税の猶予の特例（無担保・延滞税なしで1年間猶予）
- ・中小企業に対する固定資産税等の減免
- ・ビル賃貸事業者に対し、家賃支払い猶予等の柔軟な対応の検討を要請するとともに、税制上の支援措置を周知 等

(エ) 令和2年度補正予算（第2号）案

令和2年度補正予算（第2号）案においては、以下の対応を盛り込んでいる。

- ・雇用調整助成金の助成額上限の引上げ、労働者自らが直接申請できる制度の創設
- ・日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の融資枠の拡充、日本政策投資銀行、商工中金、日本政策金融公庫等における劣後ローンの実施
- ・家賃支援給付金（仮称）の創設
- ・地域公共交通の感染防止対策補助金（仮称）の創設

②官民を挙げた経済活動の回復

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束し、国民の不安が払しょくされた後は、反転攻勢のフェーズとして、今回の事態により甚大な影響を受けた分野に重点的にターゲットを置き、国民広くに裨益する、短期集中の思い切った支援策を講ずることとしている。特に観光業や運輸業は、売上等に甚大な影響を受けた分野であるが、観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、事態収束に向けた対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えするとともに、重点的なターゲットとして、支援策を講ずることとしている。

(ア) 緊急対応策第2弾

緊急対応策第2弾に基づく対応として、魅力的な滞在コンテンツの造成、多言語表示やバリアフリー化等の訪日外国人旅行者受入環境の整備、観光地の誘客先の多角化等の支援等を行っている。

(イ) 緊急経済対策

緊急経済対策に基づき、甚大な影響を受けている観光業を対象に、「Go To キャンペーン」(仮称)として新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンとして宿泊・日帰り旅行商品の割引と地場の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関等で幅広く使用できるクーポンの発行等を行い、観光需要喚起に向けて国を挙げて取り組むこととした(図表1-1-14)。

図表1-1-14 「Go To キャンペーン」(仮称)の概要

Go To キャンペーン事業(仮称)

令和2年度補正予算額 1兆6,794億円

内閣官房 官民一体型需要喚起キャンペーン準備室	03-3581-9317
経済産業省 商務・サービスグループ 官民一体型需要喚起推進室	03-3501-1337
クールジャパン政策課	03-3501-1750
中小企業庁 商業課	03-3501-1929
国土交通省観光庁 総務課	03-5253-8321
農林水産省 外食産業室	03-6744-7177

事業の内容

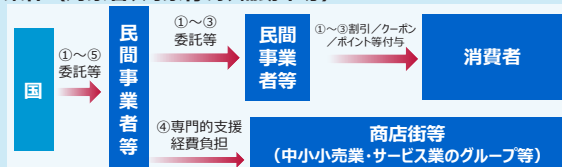
事業目的・概要

- 新型コロナウイルスの感染拡大は、観光需要の低迷や、外出の自粛等の影響により、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えています。
- このため、甚大な影響を受けた地域産業において、将来の収益回復の見通しを持っていただくためにも、新型コロナウイルス感染症の流行の収束状況を見極めつつ、地域を再活性化するための需要喚起策を実施することが必要です。
- (まずは、感染防止を徹底し、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組むとともに、) 今回の感染症の流行の収束状況を見極めつつ、甚大な影響を受けている観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業などを対象とし、期間を限定した官民一体型の需要喚起キャンペーンを講じます。

成果目標

- 新型コロナウイルスの影響を受けた地域における需要喚起と地域の再活性化を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

- 新型コロナウイルス感染症の流行の収束状況を見極めつつ、一定期間に限定して、官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施。
- ①観光キャンペーン (Go To Travel キャンペーン (仮称))
 - 旅行業者等経由で、期間中の旅行商品を購入した消費者に対し、代金の1/2相当分のクーポン等(宿泊割引・クーポン等に加え、地域産品・飲食・施設などの利用クーポン等を含む)を付与(最大一人あたり2万円分/泊)。
- ②飲食キャンペーン (Go To Eat キャンペーン (仮称))
 - オンライン飲食予約サイト経由で、期間中に飲食店を予約・来店した消費者に対し、飲食店で使えるポイント等を付与(最大一人あたり1000円分)。
 - 登録飲食店で使えるプレミアム付食事券(2割相当分の割引等)を発行。
- ③イベント等キャンペーン (Go To Event キャンペーン (仮称))
 - チケット会社経由で、期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与(2割相当分)。
- ④商店街キャンペーン (Go To 商店街キャンペーン (仮称))
 - 商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施。
- ⑤一体的なキャンペーンの周知
 - キャンペーンを一体的に、わかりやすく周知するための広報を実施。

資料) 経済産業省

また、感染症拡大の防止、地域経済・住民生活の支援に加えて、感染症の拡大収束後においても、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設した。

(ウ) 令和2年度補正予算（第2号）案

令和2年度補正予算（第2号）案においては、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新たな生活様式」等への対応を図る観点から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充することとしている。

③強靱な経済構造の構築

今回の事態の中で進んだ、あるいはニーズが顕在化したテレワークや遠隔教育等のリモート化の取組みを加速し、我が国のデジタル・トランスフォーメーションを一気に進めることとしている。このような取組みを通じて、将来の感染症に対して強靱な経済構造を構築し中長期的に持続的な成長軌道を実現なものとするとしている。

(ア) 緊急経済対策

緊急経済対策に基づき、BIM/CIM^{注7}の活用への転換や熟練技能のデジタル化により建設生産プロセス等の全面的なデジタル化を進めるとともに、港湾へのライブカメラの設置による検疫時等の情報収集能力の向上やICTを活用した自動車運行管理等の非接触化・リモート化を進めるなど、インフラ・物流分野等におけるデジタル・トランスフォーメーションを通じて、抜本的な生産性向上を図ることとしている。

また、生産性向上や復旧・復興、防災・減災、インフラ老朽化対策などの国土強靱化等に資する公共投資を機動的に推進することとしている。2019年度補正予算や臨時・特別の措置も含めた2020年度当初予算については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、円滑な執行を図ることにより、景気の下支えに万全を期す。

④その他の対応

上記の対応のほか、国土交通省として、新型コロナウイルス感染症による影響を受ける産業への支援等のため、以下の対策等を講じている。

- ・国直轄の工事や業務について、感染防止対策の徹底や受注者の希望に応じた一時中止等を行い、発注者が適切に費用負担することとし、地方公共団体等にもこれを周知。
- ・タクシー事業者が、緊急事態宣言期間に調整期間を加えた期間（2020年9月30日まで）、有償で貨物運送することを特例的に許可。
- ・飲食店等を支援するための緊急措置として、十分な歩行空間の確保など歩行者等の安全を確保した上で、沿道店舗前の歩道等を利用してテイクアウトやテラス営業等ができるよう、道路占用の許可基準を緩和（2020年11月30日まで）。この場合に、施設付近の清掃など道路維持管理への協力が行われることを条件に占用料を免除。

注7 「Building/ Construction Information Modeling, Management」の略。

4 今後の対応

(1) 感染拡大の抑止と社会経済活動の維持の両立

2020年5月25日、全国において緊急事態が解除され、感染拡大の抑止と社会経済活動の維持を両立させる、新たなステージが始まった。基本的対処方針においては、感染拡大を予防する「新しい生活様式」(図表1-1-15)を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることを前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととしている。

(2) ガイドラインの実践、「新しい生活様式」

国土交通省としては、関係業界に対し積極的に情報提供・助言を行うとともに、感染症の専門家の紹介を行うなどその作成を支援し、これまでに交通・物流、宿泊、建設等国土交通省所管の47の関係団体が37のガイドラインを作成し、公表している(2020年5月末時点)。

ガイドラインは、現場で働く従業員を感染リスクから守るとともに、利用者に安心してサービスや施設を利用いただくための指針であり、ガイドラインに沿った感染予防対策を、事業者において確実に実践することが重要であることから、関係業界に対し、ガイドラインを個々の事業者に周知し、感染予防に万全を期すよう要請するとともに、利用者が安心して公共交通機関等を利用できるよう、事業者が講じている感染予防対策、利用者に求める感染予防対策について、ホームページ等で積極的に情報発信することを促している。国土交通省としても、事業者の先進的な感染予防対策について発信している。

今後、公共交通機関の利用者の増加が見込まれる中、車内換気の励行、「新しい生活様式」の定着に向けた、マスクの着用や会話を控えめにするなど利用者への呼びかけ、混雑状況の情報提供等のさらなる取組みが求められる。国土交通省としても、こうした事業者の講ずる感染予防対策への支援として、バス・タクシーにおける防菌シートや感染防止仕切り板等の導入、地域公共交通事業者による駅・車両等の衛生対策、車内等の密度を上げないよう配慮した運行等の実証事業への支援等を行うとともに、事業者の先進的・積極的な取組みを国民に向けて発信していくこととしている。

他方、公共交通機関等における「3つの密」防止の観点からは、事業者側の努力のみならず、利用者側の需要の抑制・分散を図る取組みが不可欠であることから、経済団体等に対し、テレワーク(在宅勤務)や時差出勤の積極的な取組みについて、関係省庁とともに協力を呼びかけている。

図表 1-1-15 「新しい生活様式」の実践例

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- ☐ 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けん**で丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無し
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 人混みは避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

（３）感染収束後の社会の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、社会の様々な面での変化が生じている。働き方の面では、企業におけるテレワーク、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤の積極的な活用等の取組みが促された。また、今回のような事態にも対応可能な遠隔教育などICT等を活用したりモート・サービスへのニーズの高さが改めて浮き彫りとなったことから、様々なサービスにおけるリモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションが加速化すると見込まれる。さらに、マスク等の衛生用品も含めた我が国のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを踏まえ、国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーンの構築が進むと予想される。このような社会の変化は、感染収束後においても進行・定着すると考えられる。このため、国土交通分野においても、このような社会の変化に的確に対応していく必要がある。

特

特集

新型コロナウイルス感染症への対応